

公告第7号

次のとおり制限付一般競争入札（電子入札）を執行する。

令和6年4月12日

郡山市長 品川 萬里

第1 制限付一般競争入札に付する事項

1	契約番号	第2024000598号
2	業種	販売業 車両・船舶類
3	件名	小型動力ポンプ積載車 4台
4	納入場所	郡山市役所
5	納入期限	令和7年3月19日まで
6	物品調達の概要	(1) ダブルキャブ 四輪駆動車 (2) 水冷式ディーゼルエンジン (3) エンジン効率(馬力) 90PS以上 (4) トランスミッション AT (5) ポンプ性能B-3級 (6) 車両総重量 5,000kg未満(ぎ装を含む) (7) ABS装着車
7	支払条件	(1) 前払金 無し (2) 部分払 無し

第2 入札執行の場所及び日時等

1	入札方法	電子入札
2	仕様書等の閲覧期間	令和6年4月12日(金)から 令和6年5月10日(金)午後11時まで
3	仕様書等に対する質問期間	令和6年4月12日(金)から 令和6年4月18日(木)午後4時まで
4	質問の回答期限	令和6年4月23日(火)
5	入札参加申請期間	令和6年4月12日(金)から 令和6年4月25日(木)午後4時まで
6	入札参加資格確認結果通知期限	令和6年4月30日(火)
7	入札期間	令和6年4月30日(火)から 令和6年5月10日(金)午後4時まで
8	開札場所	郡山市役所本庁舎2階 財務部契約検査課
9	開札日時	令和6年5月13日(月)午前9時

※ 電子入札システム利用時間は、午前8時30分から午後8時まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）

※ 情報公開システム利用時間は、午前6時から午後11時まで（市の休日を除く。）

第3 入札に参加する者に必要な資格

本案件の入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 令和5・6年度の郡山市物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱(平成20年12月1日制定)に基づく物品調達指名競争入札参加有資格業者名簿中「販売業車両・船舶類」に登録されている者であること。なお、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合等との間の協定」に基づき、有資格者名簿に登録されていない欧州連合等の供給者が参加する場合は、次のとおり書類を提出し有資格者と認められた者であること。
 - (1) 期 間 令和6年4月12日(金)から令和6年4月25日(木)まで(市の休日を除く。)
 - (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 場 所 郡山市財務部契約検査課 郡山市役所本庁舎2階(郵送等の取扱いは行わない。)
 - (4) 提出書類 ア 履歴事項全部証明書(法人)、身分証明書(個人)又はこれらに類する書類
イ 会社等の沿革調書(個人)
ウ 財務諸表類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は利益処分(損失処理)計算書(法人))
エ 納税証明書又はこれに類する書類
オ 印鑑登録証明書又はこれに類する書類
カ 営業許可、認可、登録等に関する証明書
キ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に類する適用が無いこと、役員等における暴力団員及び社会的非難関係者ではないことを証明する書類
- 3 郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者(入札日までに指名停止要綱に定める指名停止事由に該当することとなった者を含む。)でないこと。
- 4 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 福島県内に本店または営業所を有する者であること。または、福島県内に代理店又は特約店を有していること。(修繕等が必要となった場合、迅速な対応を要するため。)

第4 仕様書等の交付等

入札参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、仕様書等を情報公開システムにおいて閲覧することができる。

第5 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、仕様書等の内容を確認した後、本公告第3に掲げる資格基準について、電子入札システムにより、入札参加申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を市長に提出し、本案件に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。(入札参加申請書は市ウェブサイトからダウンロードすること。)
- ※ 申請書等のファイルの容量(ファイルは複数添付可)が合計3メガバイトを超える場合においては、入札参加申請書のみを電子入札システムに記録するものとし、入札参加資格確認資料については、財務部契約検査課に持参の上、提出するものとする。

- 2 市長は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を電子入札システムにより当該希望者に通知するものとする。

第6 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、質問期間内に質問書を電子入札システムにより提出するものとする。（質問書は市ウェブサイトからダウンロードすること。）
- 2 質問に対する回答は、回答書を電子入札システムで公開するとともに、財務部契約検査課において閲覧に供するものとする。

第7 入札保証金

免除する。

なお、入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の全部を免除された者は入札金額の100分の5に該当する額を、一部を免除された者にあつては入札金額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を納めること。

第8 入札書に入力する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に入力すること。

第9 入札の中止等

本案件に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

なお、電子入札システム等にシステム障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は紙による入札に変更することがある。

第10 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は、原則2回を限度とする。）

なお、再度入札及び随意契約に係る入札書及び見積書の提出日時等（原則として開札日と同日）については、電子入札システムにより通知するものとする。

第12 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 本案件は、電子契約により締結することができる。
- 3 落札者が電子契約による契約締結を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス申出書を提出すること。
- 4 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告第3に掲げる資格のうち、第1項又は第4項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 5 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 6 契約保証金は、免除する。

第13 入札に関する注意事項

- 1 入札書には、くじ入力番号を入力すること。
- 2 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）、郡山市物品調達契約に係る制限付一般競争入札実施要綱（平成25年12月3日制定）、郡山市物品調達電子入札実施要領（令和2年3月24日制定）、郡山市物品調達入札参加者心得及び郡山市物品調達電子入札参加者心得による。
- 3 本公告第3の2後段に掲げる者の入札等に係る手続きは、電子入札システムを介さず、行うものとする。

第14 その他

- 1 本案件は、議会の議決に付すべき契約であるため、議決を得た日に成立する。
- 2 落札者が契約を締結しない場合（本公告第12第2項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 3 本案件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 4 その他不明な点については、郡山市財務部契約検査課物品契約係（電話：024-924-2601）まで問い合わせること。